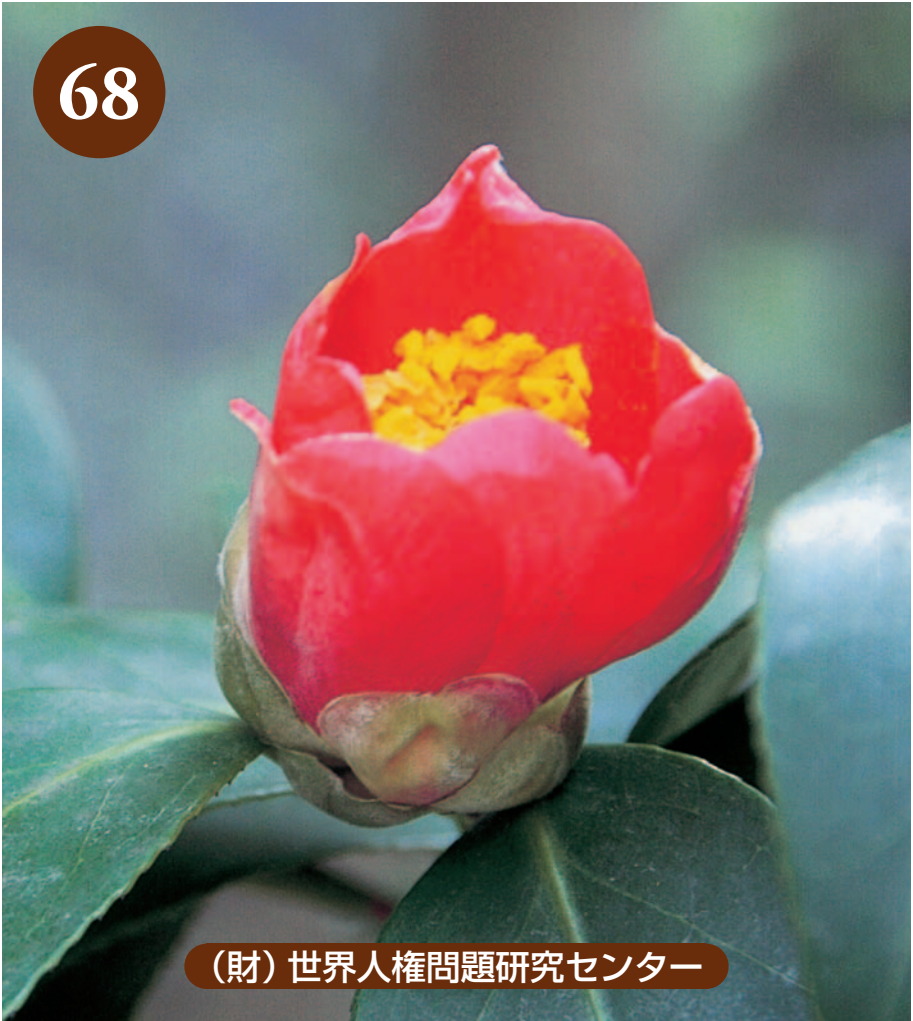


GLOBE

グローブ 2012 冬

68



(財) 世界人権問題研究センター

京都文化博物館

— 京都の歴史と文化が通覧できる博物館 —

京都は、豊かな自然に恵まれた千年余の都として優れた文化を育み、日本文化の形成に大きな役割を果たしてきました。

京都文化博物館は、京都の歴史と文化をわかりやすく紹介する総合的な文化施設として昭和63年(1988)に開館しました。そして平成23年(2011)、「ほんまもん」を体感できる博物館としてリニューアルし、新たな歩みをはじめました。

4階での多彩な特別展のほか、2・3階の総合展示室では京都ゆかりの優品を折々の企画にあわせて紹介していきます。また心地良い環境を整えた3階フィルムシアターでは京都府所蔵の名作映画を順次上映しています。

このほか京都文化博物館には代表的な近代洋風建築として重要文化財に指定されている別館(旧日本銀行京都支店)や京都の町家格子の町並みを再現したろうじ店舗などみどころが満載です。



ひろびろとしたエントランス

2階
総合展示



絵巻回廊

リニューアルにより2・3階展示室は「総合展示室」として生まれ変わりました

3階
フィルムシアター



フィルムシアター

◆ 京の歴史 ◆

(1200年の歴史を紹介)

町を歩くだけで歴史に触れられる京都。京の歴史ゾーンでは歴史都市京都の平安時代から昭和初期までの各時代の姿を紹介しています。

※ボランティアガイド、音声ガイド(日本語 英語 中国語 韓国語)による解説あり

◆ 京の至宝と文化 ◆

(京都ゆかりの文化を紹介)

興味深いテーマのもと、各時代・各分野の貴重な資料を展示することで、京都の奥深さと幅広さを魅力的に紹介しています。

◆ 京のまつり ◆

(京都を彩るまつりを展示)

京都の特色あるまつりを紹介します。特に平安時代以来、脈々と受け継がれてきた祇園祭に焦点をあて、山鉾町に伝来した数々の名品を中心に、さまざまな資料を展示します。

上映時間

平日(火～金) / 13:30～・18:30～
土・日・祝 / 13:30～・17:00～
※都合により時間変更があります。

博物館情報

〒604-8183 京都市中京区三条高倉

TEL 075 - 222 - 0888

FAX 075 - 222 - 0889

URL <http://www.bunpaku.or.jp>



京都文化博物館



開館時間

総合展示 午前10時～午後7時30分(入場は午後7時まで)
特別展 午前10時～午後6時(入場は午後5時30分まで)
* 毎週金曜日は午後7時30分まで夜間開館(入場は午後7時まで)

ろうじ店舗・別館店舗

お買いものは午後7時30分まで
お食事は午後8時30分まで入店できます

入場料

一般500円 大学生400円 高校生以下無料
* 20名以上の団体は2割引 * 特別展は別途料金が必要です

休館日

月曜日(祝日は開館、翌日休館) / 12月28日～1月3日
* 展示ごとに休館日を設けることがありますので、事前にご確認ください

交通案内

地下鉄「烏丸御池駅」下車、5番出口から三条通りを東へ徒歩約3分
阪急「烏丸駅」下車、16番出口から高倉通りを北へ徒歩約7分
京阪「三条駅」下車、6番出口から三条通りを西へ徒歩約15分
JR・近鉄「京都駅」から地下鉄へ
市バス「堺町御池」下車、徒歩約2分

駐車場

普通車のみ約30台利用可能(有料:1時間につき400円)

韓神の歌舞（下）



研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

平安時代の宮中で、いかに韓神が重視されていたかは前号でも言及したが、私がかねがね疑問に思ってきたのは、なぜ三島木綿^{みしまゆふ}を肩にとりかけて、韓神を「韓招ぎ」するのかという点であった。

いま一度御神楽「韓神」の^ミからをぎ^ミの歌の一節をかえりみることにしよう。三島木綿肩にとりかけ、われ韓神のからをぎせむや。その疑問をときあかす手がかりは、『伊予国風土記』の逸文であった。「乎知^お越智郡御嶋（三島）に坐す神の御名は、大山積神、一名は和多志の大神な

り」ではじまる文がそれである。そしてこの神は、仁徳天皇の御世に「顯れましき、此神、百済の国より度り来まして、津の国の御嶋に坐しき」と述べるのである。

重要なのは「此神、百済の国より度り来ましき」と明記するところである。この文を『大日本史』や『特選神名帳』のように「上古外蕃に渡り」、「仁徳天皇の御世に渡り来ませる」と日本中心史観でこじついたり、また本古典文学大系『風土記』頭注のごとく「韓国から帰って来てか」と解釈して、「百済を本国として来朝した意ではあるまい」と曲解するわけにはいかない。

渡来の時代がはたして仁徳天皇の代であったかこれを直接に考証する史料はないが、この神の一名（亦名）が「和多志大神」とする「和多志」の「和多」は韓国・朝鮮語の「パタ」（海）に由来し、「和多志大神」が海を渡ってきた大神であったとみなすことができる。

伊予国（愛媛県）越智郡の大山祇（積）神社は『伊予国風土記』逸文のとおり、乎知郡御嶋に鎮座して「大三島明神」とあがめられ、越智水軍をはじめとする海民か

ら篤く信仰された。

「津の国の御嶋」とは、摂津国の嶋下郡の延喜式内社の三嶋鴨神社がその「御嶋(三島)」の社である。藤原(中臣)鎌足の伝記『家伝』(上)にみえるとおり中臣鎌足なりとろうの別業があり、淀川にのぞむ三島津は、瀬戸内海航路につながる要地であった。

古代の木綿といえば安芸(広島県)の木綿などが有名だが、なぜ韓神の韓招ぎに三島木綿を肩にとりかけることが必要であったのか。それは御嶋(三島)の神は百済から渡来してきた御嶋(三島)の「韓神」であったが故に、三島の木綿を肩にとりかけて「韓招ぎ」することに意味があったのである。

大山祇(積)神といえは山の神である。山の神がなぜ航海する海民の守護神となるのか。ここにもあらたな疑問が浮かぶ。このなぞを解明できたのは、『続日本後紀』の承和七年(八四〇)七月二十六日の条にみる出羽国(山形県)飽波郡あかみの正五位下勲五等の大物忌神おおもひみに神階を従四位下に昇叙し、神戸かんべを充当したのにかんする詔みことりであつ

た。承和五年(八三八)の遣唐使が、わが国最後の遣唐使になるが、その帰国中の遣唐使の第二船が、前年(承和六年)南海の海賊に襲われて戦ったおりに、大物忌神の神助があつたとの船人の上申が述べられている。

飽海郡内の式内社は大物忌・小物忌・月山の三社だが、大物忌神の本社は鳥海山山上にあつて、出羽沖を航海する海民にとっては、その聖なる高山は航海のめじるしとなり、その神徳は航海の安全にもつながった。越智水軍が大山祇神を守護神とあおいだのも、山の神の信仰は山人のみによって支えられてきたからではない。山からの水は田を潤ほして田の民の崇敬の対象ともなった。

聖なる山や丘が航海する人びとそしてひろく海民の信仰をあつめたひとつは、今も航海めじるしとして「ヤマダテ」とか「ヤグラ」などとよぶ地域がかなり存在するのにもうかがわれる。山が荒れると植物プランクトンが海へ流れなくなり、貝類や海藻そして魚類が減少する。漁民の人びとによって(山の)森は海の恋人みづのこいびとといわれる所以でもある。

世界人権問題研究センターシンポジウム いま、世界を人権の視点から見直す

昨年引き続き、府民・市民に当センターの活動内容を知っていただくために、安藤仁介研究センター副理事長・所長の基調講演と、同所長の司会のもと、センターの五つの研究部門の部長が、昨今の国際社会と日本の人権をめぐる状況から問題提起を行うシンポジウムを開催した。

日時…二〇一〇年二月四日(日) 午後二時～五時

場所…池坊学園洗心館こころホール

基調講演テーマ…アラブの春と国連・国際社会の動向
講演要旨…アラブ世界について

アラブ世界は、日本にはあまり馴染みがない。大学で学生に教える外国語としても、アラビア語は一般的ではないし、外務省においてもアラビア語専攻は極めて少ない。それが日本人一般のアラブ文化に対する受け止め方ではないかと思えます。

アラブ世界は、非常に優れた文化と交易等で活躍したフェニキアや世界の王朝の中でもいちばん古い歴史をも

つエジプトなど、歴史と文化を有する地域です。六世紀にイスラム教が起り、中世にはイブン・バトゥータという世界的規模の大探検家もいました。一六世紀以降は今のシリア、レバノン、イラクといった地域がトルコの支配下に入りました。

近世に入ると、イギリスやフランスが同地域に入り、西のモロッコ、アルジェリア、チュニジアなどはフランスの影響が非常に強く、東に移ると、エジプトを代表にイギリスの影響を受けます。そういった旧植民国家の影響が、色々な形でアラブ地域に残っています。

アラブの春

アラブの春は、地域的にはまずチュニジアで、次にエジプトで起こりました。エジプトではムバラク体制が40年以上も続き、ムバラクの一族は莫大な預金をスイスなどの銀行に預けています。国民から見れば、まさに富の



収奪です。チュニジアでは、広場で野菜を売ろうとした青年が追っ払われて、それに抗議して焼身自殺を遂行しました。その情報が、インターネットを通じて国民の間知られ、一斉にベンアリ大統領の専制に対する不満となって吹き出しまし

た。彼はサウジアラビアに亡命します。こうした動きは、アルジェリア、リビア、さらにイエメンに飛び火しました。問題の背景には、専制政治と経済格差に対する不満があります。

国際社会の対応

国際社会は、このアラブの春の動きにどのように対応したか。リビアでは、NATOが市民への攻撃を防ぐという名目で介入し、空から爆撃します。カダフィーは国際社会を敵に回して、最後は命をなくしました。ムバラクは、今、裁判にかけられています。シリアは、一部に離反の動きがありますが、今のところ弾圧を続けています。

アラブの春の根底にあるのは、ある意味で虐げられ、貧しい状況に追いやられ、そのために教育も十分に受けられないという人たちの、自分たちの尊厳を守るための人権と民主主義のための戦いという側面があるわけです。今後、アラブ世界は、たとえ時間がかかっても全体的に民主化の方向へ進んでいくだろうと思います。ご清聴ありがとうございます。

シンポジウム要旨

この基調講演を受けて、安藤仁介所長がコーディネーターを務め、センターの研究五部門がそれぞれ担当している、第一部国際人権保障、第二部同和問題、第三部在

日外国人、第四部女性、そして第五部人権教育の分野でどういう研究活動を行っているかを、坂元茂樹研究第一部長、山路興造研究第二部長、仲尾 宏研究第三部長、山下明子研究第四部客員研究員、そして平沢安政研究第五部長が紹介した。紙幅の関係で研究対象の紹介にとどめざるをえないが、第一部では国連人権理事会における普遍的定期審査を、第二部は第一班の前近代班と第二班の近現代現状班に分かれて、前者は職人差別の問題を、後者は救済の問題を取り上げ、その研究成果として『救済の社会史』を刊行した。第三部では在日韓国・朝鮮人



といったオールドカマーや日系ブラジル人などのニューカマーの問題を、第四部ではフィールドワークを交え、穢れの歴史と現代社会の女性問題の研究を、第五部では、平和教育と人権教育の年表づくりを行っていることが紹介された。休憩をはさんで、各発言者に対するフロアーからの質問を受けた。会場からの質問は高度な内容のものも多く、府民・市民一体となって人権問題の考察を進めるという会場参加型のシンポジウムが実現できたと考えている。

(文責 研究第一部長 坂元 茂樹)

「災害と人権」シンポジウム報告

— 人にいちばん近いまちづくりシンポジウム

当センターは二〇一一年度の府民むけ公開シンポジウムとして昨年度の京都市内に加えて、今年は府の北部地域でも開催することになり、福知山市の「第三四人権を考える市民のつどい」と共催の形で福知山市大江町総合会館で二月一日(日)、約三時間にわたって開催した。この催しは京都府、京都府教育委員会、福知山市市民憲章推進協議会らの共催・後援をえて開かれたものである。会場には約一〇〇名の府民が参加して多くの質問や意見がだされた。

日時：二〇一〇年二月一日(日) 午後一時三〇分

～ 四時三〇分

場所：福知山市大江町総合会館

基調講演テーマ：災害と人権

開会は当センター上田典男常務理事が司会をつとめ、まず松山正治市長が挨拶し、ついで当センター上田正昭理事長が次のような基調報告をおこなった。

まず一九四八年、国連で世界人権宣言がだされ、そ



の第一条は人間としての尊厳と権利が強調されているが、これは単に人は生まれながらにして平等であるというのではなく「人間としての尊厳と権利について平等」という意味である。そして第四九回国連総会で「人権文化」という言葉が出た。私は「命の尊厳を自覚し、

命の尊さを自覚し、自然とともに、人間が人間としての幸せを自然とともに生み出していく、その努力と成果が人権文化である」と定義した。そして東日本大震災にもふれつつ、大江町でも過去二一〇年の間に七九回の水害に見舞われ多くの人命がうしなわれた歴史をもっている、と指摘し、かつて寺田寅彦は、欧米のように「自然と対決し、自然を克服してきた」が「日本の学問はいかに自然と調和するか、自然と調和する知恵と、その体験を蓄積して発展してきた、とのべている。その言葉を生かしたい、水害対策ひとつにしても、「水の問題は人権の問題である」という見方からとりくむべきではないか、とのべた。

次のシンポジウムでは安藤仁介当センター所長がコーディネーターをつとめ、最初に栗林幸重福知山市人権推



進室長から同市の人権施策のとりくみのあゆみ、現況、課題の報告があった。次いで当センターの研究各部の部長からそれぞれの研究部会の活動報告とともに、本日のテーマに関連した問題提起がなされた。

研究第一部「国際人権」部会は坂元茂樹部長が一九九八年に国連人権委員会が国内避難民に関する指導原則を発表し、この原則は自然災害や人的被害をも対象としていること、国内避難民は尊厳ならびに身体的、精神的、および道徳的に健全である権利を有する、とされ、また二〇一一年一月には研究支援団体から被災者保護に関する運用ガイドラインがだされており、今後、国や自治

体はこのガイドラインを活用した施策をすべきだ、と述べた。

研究第二部「同和問題」は山路興造部長が二班にわたった研究活動の内容をくわしく紹介し、災害という視点からどのような接点があるか、という点を模索中であり、今後も強い関心をもってとりあげていきたい、とした。

研究第三部「定住外国人」では外国人は災害発生時には情報量の少なさ、情報理解の

困難さ、知人の少なさなど、あきらかな「災害弱者」であり、今回も被害甚大であった東北三県の外国人住民は三万四千人にのぼっていることを筆者が報告した。そして仙台市の東北朝鮮学校ではみずからも校舎に甚大な被害を受けつつも、まわりの日本人市民に避難場所を提供し、ともどもに物資をわけあつて共助活動がおこなわれたことも紹介した。

研究第四部「女性の人権」では源淳子囑託研究員が自身の阪神淡路大震災時の経験を紹介しつつ、今回でも避難所において男性と女性の生物学的差異に配慮しない対応がとられたり、災害発生から遠くない日においても性暴力事件が発生したことも報告された。

研究第五部「人権教育」は上杉孝実客員研究員が、戦争は人間のもたらす最大の災害であり、平和教育は人権教育の中で非常に重大な位置を占めていること、また災害発生時には人と人との関わりにおいて、人権に即した関係が結ばれていなければ、互いに共同してことにあたるのが困難になる場合があると指摘した。

このあと会場からの質問と発言をうけて、パネリストがそれぞれ回答し、双方向の意見交換がなされてセッションをしめくくった。

このような規模の大きいシンポジウムの開催の機会が少ないこの地域での今回のような催しは地域の人びとにとつては少なからぬ刺激の機会となったことと思われる。

(文責 研究第三部長 仲尾 宏)

法然・親鸞と今



大阪大学大学院教授

平 雅行

昨年は法然の800回忌、親鸞の750回忌であった。これを機に、彼らの思想が中世の民衆にとって、どのような意味をもっていたか、改めて考えてみよう。

法然や親鸞が生きていた時代は、「仏教の時代」と言ってもよいほど、仏教が盛んであった。しかし、それにはプラスもあれば、マイナスもある。

プラスの面でいうと、仏教は最先端の科学でもあった。延暦寺などの有力寺院では仏教だけでなく、医学・薬学の知識や、土木技術・農業技術や天文学・和歌・儒学など、あらゆる学問を教えていた。たとえば医学史でいう

と、中世は仏教医学の時代であり、仏教医学が医学界の最先端を担っていた。僧侶は祈禱だけで治病したのではない。漢方薬を処方し、養生の仕方を教えた上で祈禱を行った。だから、治ることもあったのだ。

このように、延暦寺などの寺院は知識の宝庫であり、総合大学のような存在であった。

しかし他方では、仏教の教えは民衆支配に利用されていた。「年貢を納めれば極楽往生できるが、領主に背けば地獄に堕ちる」、中世の民衆はこういう世界で生きていた。実際、年貢未納の百姓の名前を書き上げ、神罰仏罰が下るよう、呪う儀式を年に四回行っていた寺院もある。さらに、女性差別や身分差別を仏教の教えで肯定し、正当化していた。

法然・親鸞・道元や日蓮が、真の仏法を模索したのは、単なる知的好奇心からではない。支配の道具に堕した仏教の現実に対する激しい怒り、これが彼らの思想の原点であった。

では、法然や親鸞は何を主張したのか。見逃してならないのは、法然の専修念仏せんじゆの教えが中世国家によって弾圧された事実だ。1207年、朝廷は専修念仏を仏教で

はないと断じて、法然や親鸞たちを流罪に処した。法然の主著である『選択本願念仏集』は、日本の歴史で初めて発禁処分をうけている。なぜ、法然たちはこれ程きびしい弾圧を受けなければならなかったのか。

法然の教えは、これまでの仏教の考えと根本的な違いがあった。その焦点は、「南無阿弥陀仏」（称名念仏）の位置づけにある。南無阿弥陀仏は仏教全体の中で、どういう位置を占めるのか、この点をめぐって、激しい論争が行われた。

旧仏教は南無阿弥陀仏を、数ある行の中で、最もレベルの低いものと考えていた。こういうレベルの低い行がなぜ存在するかというと、私たちの中にレベルの低い人間がいるからだ。レベルの低い民衆は、南無阿弥陀仏を称えていればよい、これが旧仏教の考えであった。

それに対し法然は、南無阿弥陀仏を阿弥陀仏の教えの究極と考えた。念仏はレベルの低い方便なのか、それとも弥陀の教えの究極なのか、両者はこの点をめぐって激しい論戦を繰り広げた。

実はこの論争には、もう一つ別のテーマが隠されていた。南無阿弥陀仏しか唱えることのできない人々は、ど

ういう人間なのか、という問題だ。旧仏教の価値観では、彼らはレベルの低い愚者に過ぎない。それに対し法然は、私たちすべての人間が平等に愚者凡夫である、と考えた。南無阿弥陀仏の復権は、念仏しか称えることのできない人々の復権でもあった。民衆はレベルの低い愚か者か、それとも彼らにこそ人間の真実があると考えるのか、この点をめぐって専修念仏と旧仏教は激しくぶつかった。

法然は機根の平等、人間の平等を唱えた。中世社会は身分制社会であったが、そうした中で法然は人間の平等を説いて、人々がお互いを尊重しながら、共に生きてゆくことのできる社会を目指した。それに対し、旧仏教は法然を、愚かな民衆に迎合するいかげしい人物と考え、弾圧を加えた。

法然や親鸞の時代は、今の現代社会とはまったく異なる。しかし今のような時代であればこそ、私たちは、きびしい弾圧を受けながらも、劣った人、貧しい者、虐げられた人々との共生の道をさぐった先人がいたことを、思い起こしてよいはずだ。彼らの思想は今なお新鮮だ。彼らから、学ぶべきことはまだまだ数多い。私は今、そのように考えている。

アジア諸国と人権（その二八）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

タイに次いで、その隣国ビルマ（1989年に軍事政
権が国名をミャンマーに変更し、首都名もラングーンか
らヤンゴンに変更。2005年から省庁をヤンゴン北方
320キロのピンマナに移し、新首都をネピドーと命名
した。ここでは旧来の「ビルマ」を用いる）の人権問題
を検討してみましょう。ビルマの人権問題といえ、ア
ウン・サン・スー・チー女史の名前がまず浮かびます。
そこで、彼女とビルマの人権問題とのかかわりを概略的
に追うことから始めましょう。

アウン・サン・スー・チーは、「ビルマ独立の父」と
呼ばれるアウン・サン將軍の娘ですが、將軍は彼女が2

歳のとき、後で見るように独立を目前に控えた1947
年7月19日、政敵に暗殺されたのです。彼女はビルマで
教育を受け、1960年に著名な外交官であった母親が
駐インド大使に赴任する機会にインドでも教育を受けま
した。のちに彼女は英国のオックスフォード大学に留学
し、そこで未来の夫となる英国人と出会い、結婚後は二
人の子供をもうけて静かな生活を送っていました。とこ
ろが1988年、病気の母親を看護するためビルマへ帰
国した際に、その後の人生を一変させる事態に直面する
ことになったのです。

これらのちに見るように、ビルマは国土も日本の一・八
倍とひろく資源にも恵まれた国です。しかし、1962
年3月のクーデターで成立した軍事政権は、74年1月の
議会選挙で形のうちで民政に移管しながら、その本質は
変わらず、政府の要職は軍の中樞部が占め、資源は経済
効率の悪い国営企業の支配下に置かれ、しかも利益は彼
らの懐に入る仕組みをとり続けました。その結果、ビル
マは資源に恵まれながら、国民レベルでは世界でも最貧
国の一つに転落したのです。この事態に対する一般住民
の不満は、1987年から翌88年にかけて全国的なゼネ
ストに繋がりましたが、軍は88年9月ふたたびクーデター

を起こし、それまでの主導者ネ・ウインに代え、ソウ・マウンを議長とする国家法秩序回復評議会（SLORC）を樹立、反政府活動を軍事力で徹底的に弾圧し、多くの犠牲者が出ました。他方で、軍事政権は民政移管までの暫定政府を名乗り、総選挙の実施を公約しました。

アウン・サン・スー・チーは、こうした事態を受けて形成された「国民民主同盟（National League for Democracy, NLD）」に参加し、彼女のリーダーシップのもと、NLDは1990年5月の総選挙で国民議会（People's Assembly）485議席のうち8割以上の395議席を獲得する圧倒的勝利を収めました。けれども、軍は「政権移譲の前提として新憲法の制定が必要」と主張して、選挙結果を無視し、それどころか89年7月には彼女とNLD議長テイン・ウーを国家破壊分子法違反のかどで自宅軟禁し、政治活動を禁止しました。その後92年4月、ソウ・マウン議長はタン・シユエ議長と代わり、95年7月にはアウン・サン・スー・チーの自宅軟禁は解かれましたが、彼女の求める政府との対話は拒否され続けました。

NLDは同年11月に開かれた国民議会を2日目にボイコットしました。さらに1996年12月、ヤンゴンで88年以降最大の反政府街頭学生デモが起き、翌97年11月軍

政府側は最高決定機関としてSLOACを「国家平和発展評議会（State Peace and Development Council, SPDC）」に改組しました。NLD側は1998年9月、さきの90年選挙で選出された議員による国民議会開催を計画したところ、SPDCは議員を含む500人以上を拘束してこれを阻止し、2000年9月には地方視察に出ようとしたアウン・サン・スー・チーを拘束し、再度自宅軟禁下に置きました。そのなかで彼女は政府側との対話を要求し、2002年1月にはタン・シユエSPDC議長と直接に会談しました。しかし、同年5月に軟禁を解かれて地方視察中の彼女は、同年9月NLD幹部とともに拘束され、9月にはみたび自宅軟禁下に置かれました。

このように度重なる身柄拘束や自宅軟禁にもかかわらず、軍政府は彼女自身に危害を加えることを避けてきました。その背後には、平和的手法でビルマの民主化を図る彼女の姿勢に対してノーベル平和賞が贈られ、国際社会がアウン・サン・スー・チーの動静を注視し続けている事実、また彼女が「ビルマ独立の父」アウン・サン將軍の娘であり、国民の圧倒的支持を受けている事実があります。そこで次回は、アウン・サン將軍の活動を含め、ビルマ自体の政治史を顧みることにしましょう。

韓国における

家庭暴力の防止と処罰



研究センター客員研究員

龍谷大学名誉教授

金 東勲(キム ドンフン)

韓国政府の女性家族部は、1910年5月から12月までに発生した家庭暴力実態について行った調査の結果を発表した。それによると、65才までの夫婦間に発生した身体的暴力事象の発生率は16・7%、そして身体的暴力の他に情緒的暴力、経済的暴力、性的虐待ならびに放任を含む家庭暴力の発生率は実に53・8%にまで達するという。特に、夫婦間の暴力事件は女性が被害者である場合が15・3%にのぼり、3%に止まる英国と日本の5倍になると指摘した。また、同調査は夫婦間の家庭暴力の他に、子供、障害者、高齢者および多文化家庭の結婚移住者に対する家庭暴力事件の実態についてもその深刻さ

に言及しており、子供に対する暴力の内、身体的暴力39・1%、情緒的暴力59・9%そして放任14・0%にも達し、高齢者夫婦間の家庭暴力は7・1%と極めて高いことを明らかにした。また、障害者に対する暴力は身体障害者に対するものが38・1%、精神障害者にたいするものが50・9%であり、精神障害者にたいする暴力が異常に多いことが分かった。さらに、結婚移住者家庭における暴力は一般家庭に較べて高く、結婚移住女性の40・9%が暴力を受けていると同調査は報告している。

この調査が明らかにしているように、韓国における家庭暴力事象の発生率が高いことは国際社会からも指摘され、たとえば国連人権理事会の韓国に対する普遍的審査においても多発する家庭暴力事象が指摘され、その際、韓国の家長長制的社会がその要因であるとの議論が注目された。そして確かに、韓国における女性差別が近代韓国社会の慣習と伝統を培い支配した儒教的生活様式と家長長制に基因すると認識され、たとえば家長長制を法制的に支えた戸籍制度を廃止するなどの改革が行われてきており、家庭暴力の被害者が、殆んどの場合女性であることから、女性差別と同じくその歴史的社会的背景を儒教的伝統と家長長制であると理解して当然であるともいえる。しかし、先の女性家族部の調査は、65才以上の

老夫婦間に発生する家庭暴力については確かに、家父長制的伝統にその主要な原因があるとしたが、他の家庭暴力とくに65才以下の夫婦間に発生する家庭暴力については、男性の過度な飲酒と家庭の経済的条件が主な原因であると分析しており、民族的、文化的に異なる結婚移住女性が家庭構成員となる場合が急増するなど、今日の家庭暴力は韓国現代社会の一断面を演出する現象ともいえる。

さて、以上のような家庭暴力の実情に直面している韓国政府は、その改善を求める国内の人権団体と国際社会からの要請もあって、2006年には、「家庭暴力防止および被害者保護等に関する法律」を制定し、国家と地方公共団体の責務として、家庭暴力の申告体制の構築と運営、家庭暴力防止に必要な調査と教育、被害者保護施設の設定と運営さらには被害者の保護と支援に必要な関連法の整備などを規定している。そしてさらに同法律は、家庭暴力の実態調査、被害者である子供の就学支援、緊急電話センターおよび相談所の設置と運営などを詳細に定めている。さらに家庭暴力を犯罪として処罰の対象にし加害者に対する保護処分により、家庭の平和と安定を回復し被害者と家族構成員の人権保護を目的とする「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」を制定して、その防止と解決に努めている。まず、この法律でいう「家庭暴力」とは家族構成員間の身体

的、精神的または財産的被害を伴う行為であると定義し、「家族構成員」および「家庭暴力犯罪」についても詳細に定義している。また、家庭暴力犯罪の事実を知った者は誰でも捜査機関に届けることができるとし、教育施設、高齢者と幼児および障害者の施設などの長には申告を義務づけている。さらに、家庭暴力の被害者およびその代理人もしくは被害者の親族による事件の告訴がない場合は検察が指一定する者が告訴できるとし、検察は家庭暴力が再発する恐れがある場合は職権により、被害者の住居からの退去もしくは隔離、被害者住居から100メートル以内への接近と通信の禁止そして療養施設への委託と警察の留置などの臨時措置を裁判所に請求できると定めている。そして裁判所は、審理の結果必要と判断される場合は、検察の請求措置に加え、家庭暴力行為者に対し、親権の停止と保護観察そして社会奉仕活動などを含む幅広い保護処分を命令できると定める。さらに、保護処分を履行しない者には2年以下の懲役または2千ウォン以下の罰金の他に守秘義務違反などの行為に対する罰則も定める。なお、以上に触れた規定の内容は、その殆んどが今年2011年4月に改正強化されておき、その真の効果は、家庭暴力の犯罪性の認識とその絶滅に向けた社会全体の努力にかかっていると見える。

〈以上〉

下村文六のひそ言ひそご



研究センター嘱託研究員
元京都文化短期大学教授

辻 ミチ子

それがしは西洞院丸太町上ル町に住まいいたす、三代目下村文六と申す者でござる。近頃、体調がすぐれずござるごろしているが、それがしの「二条御城掃除役」は、手代たちが差配いたしてくれている。

吉良上野介が大石内藏助ら赤穂浪士に討たれた頃から、世の中は、少々、異変つづきである。通貨の廻り具合が悪く、不景気だというのに、宝永四年（一七〇四）富士山が爆発した。京都も大地震、余震が続き不気味さこの上なしだ。

翌五年三月、京都市中に火災が起った。その火は

おわどおわりおいけあが
小川通御池上ル町の牢屋敷を類焼させてしまった。急ぎ
飯牢屋敷が西町奉行所前に建てられたが、今までから刑
吏役を担っている村々は、四座雑色のもとで、牢屋敷の
外番役を命じられたと噂に聞いた。

その頃から、それがしは床に着く日が多くなつてしまつた。あの世からお呼びがくるのか、おのが下村家の越し方や、行く末がやたらと頭をよぎるのである。

それがしの先代、二代目勝助は初代所司代、板倉伊賀守勝重の時代には二条御藏分から百九石余の役料を拝し、二条城掃除役を勤めていた。思うに、それは初代彦惣が往年の庭作りに優れた河原者たちを統率して、自ら二条城造営にあたつての庭作りに活躍したからであろう。河原者には公家や武家に入りして、造園や掃除に携わる者が多かつたと聞いている。

二代目勝助は初代彦惣のあとを継いで、徳川家のもとで働くことになったが、寛永元年（一六二四）、徳川幕府の天下統治も安定してくると、小堀遠江守政一、五味豊直を奉行として、二条城の大修築が始まつた。当然、勝助も参画し、河原者と呼ばれた人びとも当事はすでに村を形成し、各村びととして勝助のもとで働いた。

それがしは、徳川家を恩にきている。下村家は三代將軍徳川家光公に知行も二条城掃除役も安堵してもらつた

のだ。だから、家光公の命日、二十日には毎月 of 精進を怠りなく続けている。それは止めたくない。

ところで、下村の姓は何時頃から名乗ったのだろうか。先代やそれがしは下村氏だが、先々代になるとわからない。安堵された知行地も何時頃拝領したのか、それもわからない。まあ、徳川様が天下を取って、徐々にきまってきたのであろう。

それがしは、河原者の集落がかわた村と呼ばれる頃になると、京都を始め山城や近江や摂津の一部のかわた村から人足を得て、毎日の掃除から庭の手入れを行なって、「庭作り文六」とも称された。しかし、かわた村を差配して刑吏役についたことはなく、草場の争論の訴えを聞いたり、御役田地の空田地を調べたり、小屋建ての承認をしたことはあった。刑吏役は籠奉行の四座雑色が、重立ったかわた村の年寄りを率いて勤めている。

だんだん廻りが暗くなってきた。廻りでそれがしの名を呼んでいるようだ。……

宝永五年（一七〇八）七月、下村文六の手代小兵衛と仁兵衛が病氣見分を願ひ出て、見分役人が駆けつけたが途中で文六死亡の連絡を受け、役人は帰ってしまった。それから九月、天部・六条・川崎・蓮台野・北小路各村

の年寄が連印で、我々の仲間の頭である文六が持つ、二条城掃除人足の札が召上げられてそのままになっている。文六の弟源内を頭分にして、人足の札を戻してほしいと出願したが、聞き届けられなかった。それで下村氏の跡目は断絶、二条城掃除役は御免になった。十五年も後のこと、享保七年（一七二二）下村氏の手代小兵衛が丸屋小兵衛を名乗って、掃除役を願ひ出たが取上げてもらえなかった。

その後、二条城の掃除は所司代から人足を出し、三輪市十郎から二の丸の掃除の案内があると、所司代組同心小頭一人、平同心一人、その他、所司代足輕に杖突（目印になる小旗）をそえて人足を出すことになった。二の丸の外柳の掃除は所司代の見計らいで、城内番所詰の同心が中心になり、足輕に杖突をさしそえて人足を出している。掃除役は全く下村家の手から離れてしまった。

中世末期に庭作りに活躍した山水河原者の子孫たちは、一応、下村家のもとに集結し二条城の掃除役についていたが、徳川政権の確立の後には、刑吏役に従うかわた村は四座雑色の配下で治安維持の働きをなし、造園・庭掃除は数寄者や庭職人（町人）の仕事に変わっていったのではなかったか。中世から近世の時代の動きの一端を知ることがができる。

新入管体制と大学

研究センター嘱託研究員

同志社大学社会学部准教授

板垣 竜太

近年あまりに多くの問題が噴出して、後景に退いている感があるが、2012年7月には新入管法がスタートする。朝鮮戦争期に制定された外国人登録法が完全に廃止され、出入国管理と外国人管理の業務が法務省に一元化される。特別永住者の外国人登録証明書は特別永住者証明書に変更され、それ以外の中長期間在留する外国人にはICチップ入りの在留カードが発行される。また、市町村の住民基本台帳システムに外国人も組み入れられ、入管のデータベースとリンクされる。入管等のホームページでは利便性が向上すると盛んに宣伝しているが、その実はグローバル化に対応した外国人監視の一元化と徹底

化である。国会への法案の提出理由書には「法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築する」ことが目的だと明記されていた。端的にいえば、外国人を「継続的に把握」するために、在留カード番号をキーとする巨大な外国人管理データベースが構築されるのである。

このような動きは、私の職場である大学とも無関係ではない。新入管法では、教育機関等の外国人の所属機関は、法務省令に定める内容の情報を入管に届け出なければならぬとの条文が追加された(第19条の17)。当該の法務省令は未見だが、入管のホームページでは、教育機関が届け出る情報として「外国人の身分事項や入学、退学、除籍及び在籍の事実等」と例示されている。これは既に入管が大学に要請してきたことを明文化したものである。事実、私の所属する同志社大学では、何年前から、ゼミや少人数教室の授業を担当する教員に、個別の留学生の就学状況を報告させるような用紙が毎年届くようになった。私はこれまで、用紙に報告を書く代わりに、過剰な監視体制だとの抗議を記してきた。そのせいか、今年からは、何か問題がある場合にのみ報告せよと

の様式に変更された。いずれにしても、大学が外国人留学生の状況を入管に逐一報告する法務省の末端機関のようになりつつある。

それだけではない。私の見るところ、大学は「善良な外国人」を選別し、日本に受け入れるためのフィルター「役割を担わされている。たとえば、日本政府は「グローバル戦略」の一環として、2008年に「高度人材受け入れ」をめざす「留学生30万人計画」を策定した。それを受け、文部科学省は2009年から国際化拠点整備事業（グローバル30、以下「G30」というプログラムを開始し、同志社を含む13大学が採択された。G30では、他大学も利用可能な「海外共同利用事務所」の設置が義務づけられるが、審査要領を見ると「戦略的に重要であるが事務所の設置・運営に困難を生じやすい国・地域（中東・アフリカ・中南米等）」において行われる構想については積極的に評価すること」と書いてあった。つまり、大学が日本政府の「戦略」の肩代わりをすることが求められているのである。実際、これまでほとんど留学生を受け入れてこなかったような地域に、大学が事務所を設置し

つつある。以上を要するに、大学が外国人の出入国管理と在留管理の役割分担をすることになるわけである。

もちろん、まだ閉鎖的な日本の高等教育において、留学生が増えること自体は望ましいことである。実際、留学生は目に見えて増えているが、狭苦しい日本の教育を受けてきて、井の中の蛙のようなマスメディアに接するほかない日本人学生に対し、かれらは明らかによい刺激を与えていると感じる。ただ、優秀な留学生がたくさん入ってくる一方で、就職難の学生たちを見ていると、これが日本人学生の排外主義的なメンタリテイへと結びつかなければいざなと懸念する。ISSPという国際的な社会調査によれば、1995年から2003年の間に、外国人が増えると思われれると思う日本人は13・6%から25・3%とほぼ倍増した。この8年間で日本の外国人人口が136万から192万に増えた一方、日本経済が沈滞していたことは、こうした排外主義的思考の拡大と無関係ではないだろう。高等教育を担う一員として、大学が、こうした排外主義に真っ向から立ち向かい、むしろ開かれた思考を磨く場になるよう、努力したい。

宮古市での被災女性相談を

体験して



研究センター嘱託研究員
ウイメンズカウンセリング京都代表

井上 摩耶子

二〇一一年六月二十八日、仙台で内閣府男女共同参画局によるシンポジウム、「東日本大震災復興に向けてのシンポジウム in 宮城」今こそ女性のパワーを発揮しよう！」に参加し、盛岡女性センター長の田端八重子さんに出会った。彼女はフェミニストカウンセリング学会の仲間である。早速、七月二五日に岩手県沿岸部の被災地を案内してもらい、すでに現地で支援活動を始めておられる保健師、助産師さんたちに「ジェンダーの視点に立つ被災女性支援」について話すことを約束した。

そして、八月一七日、一八日に、二名の助産師さんによって実施されていた「東日本大震災・女性の心身

の健康相談室」（宮古市）に合流。この事業は、内閣府、岩手県、盛岡女性センターなどの共催事業である、相談室は、マリーヌコープ「ドラ」（生協の店舗）の一角にある。17日の朝、相談室のブースに座るやいなや、「みやこ災害FM」の二人の若い女性記者からインタビューを受けることになり、私は「相談室」の存在をアピールした。

午後一時、災害FMを聞いたと、宮古市男女共生推進センターの「女性相談員」が来訪。今回の被災によって悪化したあるドメスティックバイオレンス（DV）の困難事例について相談を受け、思いがけず二人でのケース検討会になった。彼女は三年前に大阪から宮古に来たということ、大阪に比べると、ここにはまだまだジェンダーの視点がない。DVについての社会的認識も低い。仕事を失った夫が酒を飲みパチンコばかりしていると嘆く女性が増えてきた」などの情報提供を受けた。また予想していたことだったが、「宮古の人たちには、カウンセリングという手法に馴染みがなく、おそらく精神科に行くような敷居の高さがある。そして、精神科医がほとんどいない」との現地事情も得た。

もし、カウンセリングに来る人が少ないのなら、私たちにできることは次の二点——現地で相談活動をしている方たちの『燃え尽き症候群』を防ぐためのサポートやスパーヴィジョンをすること、宮古にジェンダーあ

るいは男女共同参画の視点を普及させることにあるだろうと考え、共生センターの男女共同参画推進員さんへの研修講師を申し出た。

こうして、フェミニストカウンセリング学会では、二〇一一年九月〜二〇一二年三月まで、岩手県の盛岡の「復興支援センター」と宮古の「ドラ相談室」に会員を送りこむこととなった。全国シエルトナーネットは、盛岡で電話相談「ホットライン・いわて」を担当。

私は、九月二六日〜一〇月一日まで再び宮古に赴き、まず、相手の助産師さんから話を伺う。おひとりは家を津波で失い、仮設住宅暮らしをされている。「仮設に、お嬢さんを津波で失った人がいるんだけど、嘆かれることはない。『私、大丈夫よ。元氣、元氣』と笑っておられるだけ」と、ここでもまた我慢強い東北の女性たちについての話になった。

相談者を待つ間に、私は頼まれていた電話相談186ケースのデータ分析に着手。被災に伴う悩みや困難は、多い順番に、①PTSDやうつなどの心理的問題、②人間関係の悪化（夫婦・親子・嫁姑関係など）、③生活的不安（夫死亡、失職などで食べていけない）、④DVの顕在化、⑤補償、義援金を巡る法的・経済的問題、などであった。また、「災害弱者」と呼ばれる「精神障害」の方たちからの相談が、全相談件数の二〇%を占めていたのも印象的だった。

あれから二か月、次々にカウンセラーが現地入りし、一月二五日に帰ってきた仲間の報告では、すでに雪が舞い、バスで宮古へ行く道中は白銀の世界だったという。

そして、徐々に、相談室を訪れ、こころの傷を訴える女性が増えてきた。ある女性は、直接的な被害は受けなかったものの、避難所に炊き出し支援に行ったときに見聞きした悲惨な状況がトラウマとなり、眠れない、フラッシュバックがある、イライラして子どもに当たってしまうなどのPTSD症状で、自分は「精神異常」になってしまったのかと悩んだが、「他人に話すとその人に迷惑をかける。みんな我慢しているのだから、自分も我慢しなければならぬ」と思ってきた」と語った。「その症状は、災害という異常な事態への正常な反応ですよ」とのカウンセラーの「心理教育」（心理的、精神医学的な情報提供）にエンパワーされ、2日後、彼女は子どもの手をひいて「元氣になりました」と、相談室を再訪されたとのことだった。

内閣府男女共同参画局は、来年2月〜3月の間、岩手、宮城、福島の一宮に、「被災地女性相談窓口」を増設し、支援を充実させることを計画中である。本格的な「こころのケア」はこの時期からだろう。私たちも、被災女性とともに、ジェンダーの視点に立つ被災女性支援と復興支援を創造するために、このチャンスを活かしたいものだと思っている。

女性情報のWEB発信



研究センター嘱託研究員
大阪市立大学大学院
創造都市研究科准教授

古久保さくら

一昨年前から、ウイメンズ・アクション・ネットワーク(WAN)というNPO法人で活動している。このNPO法人は、女性のための情報を提供し、活動をつなぐためのウェブサイト「ウイメンズ・アクションネットワーク(WAN)」(<http://wan.or.jp/>)を運営している法人だ。

2008年冬ドーンセンターが廃館・売却の危機を迎えるにあたって、女性たちが存続のための運動を展開したことがあった。私自身も議会ロビーイングなどの運動に参加したが、しみじみと感じたことは、フェミニズムやジェンダー平等、あるいは社会正義をもとめる女性た

ちの活動は、政治家や市井の人々に質的にも量的にも十分伝わっていないことだった。

フェミニズムとはジェンダー平等をもとめる思想潮流ではあるが、単に女性の社会的進出をもとめるだけを主張する思想潮流でも運動でもない。むしろ、さまざまな立場の女性たちがさまざまな主張を行い、多様な運動や活動が展開しているその豊潤さこそがフェミニズムの特徴と言えよう。そういう多様なフェミニズムの現実と、様々な女性たちの活動・運動を、リアルタイムで多くの人々にみえるものにしていく仕掛けとして、WEBサイトが欲しいと私は強く思ったのだ。

ドーンセンターの危機のなかでセンター1階にあったジェンダー関連図書の専門書店「ブックストアゆう」は閉店することになり、それを惜しむ女性たちの声も大きかった。WEB上で「ブックストアゆう」の志を引き継ぐことはできないだろうか、という思いもあった。

また、WEBの世界ではフェミニズムに対するバッシングが優勢を占め、誤解が誤解を招くような事態にもなっていた。それは、サイトのコピーによってフェミニズムに対する偏狭な誤解を披露するレポートを読まされる身として痛感していた。

このような状況のなかで、危機意識を共有する女性た

ちが集まり、女性たちが安心してWEB発信できる場をつくっていかうと動き始めたのである。有志で議論を重ね、WEBというものについての勉強を重ね、WANサイトを開設したのが2009年の5月であった。

「WANサイトがめざすのは、女性が自由に活躍できる社会をつくるための、ゆるやかで力強いネットワークの形成であり、女性たちのさまざまな活動から生み出される、楽しく役に立つ情報を届け、個人と個人、民間・行政双方にわたる全国のさまざまな団体・グループの動きを互いに結びつけることで、女性の活動をさらに実効性のあるものにしていくことです。」

サイトの目的は上のように書かれており、日々の運営も上記の目的を確認しながらすすめている。

この2年半の間にサイトは順調に拡大し、活動レポート・イベントカレンダー・活動団体紹介・アートの紹介・バーチャル本屋・映画評・エッセイ・映像ニュース・法律相談・心理相談・キャリア相談・マーケット・上野千鶴子WEB研究室・英語ページ等のコーナーが開設されている。全国の女性たちの活動がカレンダーを通じて、あるいは記事を通じてみえてくる。ジェンダーセンシティブな批評やエッセイにより、女性をめぐる様々な問題を考えさせられる、女性が抱えやすい法律問題や心理

的問題への情報も得ることができる、そんなサイトに成長している。

WANサイトの運営は、それぞれの関心のあるところにボランティアとして参加する女性たちの手によって行われている。いまや、運営する側には50人以上のボランティアが参加しており、全ての理事もまたボランティアとして、原稿依頼、執筆、会計管理、広告依頼、寄付依頼など様々な業務を行っている。依頼原稿と投稿記事の書き手を加えると200人は優に超える女性たち（正確には執筆者にも法人会員にもボランティアにも男性もいる）がWANサイトを日々支えてくれていることになる。

私自身も様々なボランティア作業を行っているが、もっとも強く思うのは、バーチャル空間と言われるサイトを運営するためには、リアルな人間関係における信頼と情報の共有化が必要不可欠であるということだ。無責任な情報発信ではなく、人権侵害のない確かな情報を提供するためには、しばしば対面関係での信頼形成が必要となる。

今後もWANは、多くの女性たちと信頼関係を築きながら、女性たちが安心して情報発信できるサイトであることをめざしていきたい。多くの人にサイトへのご注目をお願いしたいし、もっと言えば様々な形で関わっていただければと希望している。

「京都ヒューマンフェスタ 2011」に参画して

研究センター嘱託研究員

関西大学他非常勤講師

源 淳子

世界人権問題研究センターが参画する二〇一一年の「京都ヒューマンフェスタ2011」は、一〇月一六日（日）、京都テルサ（京都勤労者総合福祉センター）で開催されました。研究第4部は、『グローブ』67号に谷口真由美研究部長が紹介されているように、「性差別の根源を探る―穢れ、女人禁制の地をたずねて―」をテーマに参画しました。そのフェスタは毎年、京都人権啓発推進会議、京都人権啓発活動ネットワーク協議会、京都府の主催で開催され、府内で活動しているNPO法人の活動発表や人権関連団体などが企画展示等を行ってきました。今年の人気イベントは「間寛平トークショー」と「それいけ！アンパンマンショー」で、多くの人、親子連れが参加していました。また、NPO法人は、「きょうとCAP」など一〇団体が参画し、四つの展示発表もあり

ました。ちなみに、整理券がすぐなくなつたのは、京都造形芸術大学芸術学部漫画科の学生による「似顔絵コーナー」だったそうです。また、お茶席やドリンクコーナーもあり、手作りのちぢみやコーヒーのいい香りが会場に漂っていました。

研究第4部のギャラリーに

は、「大峰山女人禁制」の開放を求める会が提供した資料を展示し、トークには、開放を求める会のメンバーでもあるわたしが立ちました。壁面には、今なお「女人禁制」が残る奈良県の「大峰山」（正式には山上ヶ岳）や淡路島の石上神社の結果門や結果石を始め、過去に「女人禁制」だった龍泉寺（奈良県洞川^{どろがわ}）、比叡山、高野山、談山神社（奈良県）、羽黒山（山形県）などの写真と明治政府の「女人禁制」を解く「太政官布告」を、それに「大峰山」の「結果石」のレプリカなど一五点あまりを展示しました。間寛平さんやアンパンマンの人気にはかきませんでしたが、キャプションを読んで興味を示している人もいました。そのなかに「いまだに女性が登ることができない山があることに驚いた」と話しかけられ、わたしのほう





が知らない人がいることに驚きました。

ギャラリートークには、熱心に耳を傾けてくれた人がいて、写真説明を加えながら、「穢れ」と「女人禁制」について、具体的には「大峰山」の「女人禁制」を取り上げ話しました^①。修験道の「聖地」とされる「大峰山」には、男性ならだれでも登ることができるのに、なぜ女性が排除されるのが問題です。登山した男性から、「頂上はどれだけすばらしい眺めか。その景色を女性が見ることができないのはおかしい」といわれたことばをいまでも忘れることができません。境界門を越えて実際に登った女性もすばらしい景色だったと話しています^②。一〇年ほど前、七～八人の女性と洞川の境界門を越えて少し先

まで入ったとき、女性から「何か空気が違う」「霊的なものを感じる」ということばを聞きました。「女人禁制」の影響だと思えます。しかし、二〇一一年八月、研究第4部がテーマ研究を目的に現地視察で洞川の境界門まで行ったときは、七人全員が何ごともなく、ススッと境界門を越えて先に入って行きました。

その姿に、「女人禁制」に呪縛されない女性を、わたしは実感しました。

この間、「大峰山女人禁制」に関係する寺院僧侶や地元の人とも話し合ってきました。彼らは「女人禁制」を解かない理由を「一三〇〇年の伝統」「男の甘えを許してほしい」「聖地性と女性がいない非日常性を保つために必要」「役行者の神慮えんのみやうじやだから開放することはできない」などといまも主張しています。しかし、それは、決して「人権」に即した説明でも理解でもありません。なぜなら、「女人禁制」が女性差別の根源を形成してきたからです^③。

フェスタ参画は、初めて「大峰山女人禁制」を知ったという人との出会いになりました。そして、「大峰山女人禁制」を一日も早く開放しなければならぬと改めて決意しました。

註

- ① 源淳子編著『女人禁制』Q&A 解放出版社、2005年
- ② 「大峰山女人禁制」の開放を求める会「男が作った神話「女人禁制」―「大峰山」に登った女性へのインタビューから」『部落解放』2011…647号
- ③ 「大峰山女人禁制」の開放を求める会編『現代の「女人禁制」―性差別の根源を探る』解放出版社、2011年

安藤仁介 『アイヌ・台湾・国際人権』

研究第一部長
神戸大学大学院教授

坂元 茂樹

『人権問題研究叢書2』として、『救済の社会史』に続いて、世界人権問題研究センターの所長である安藤仁介京都大学名誉教授による講演集が刊行された。本書には、アイヌ問題や台湾問題に加えて、当センターが人権ボランティアガイド養成を兼ねて毎年開催している「講座・人権ゆかりの地をたずねて」で、先生が講演された四つの講演録が収録されている。

第一章の「日本のアイヌ問題と国連の『先住民権利宣言』」では、「日本史の中のアイヌ問題」として、アイヌの起源から日本の近代化とアイヌの関係が簡潔な言葉で語られ、「日本政府が進めた近代化政策の一面

である同化政策は、結果としてアイヌ独自の民族文化に決定的な打撃を与えた」との認識が示される。そしてご自身が関わられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書の紹介の中で、この問題の解決の拠り所となる国際連合の「先住民権利宣言」について、「普遍性のある一般的な国際基準として尊重されるべき」だとする一方、「特定の先住民グループとそれに関係する国家の特殊な関連に十分留意して、将来へ向けた具体的・効果的な政策を打ち出す必要がある」、そのことはアイヌ民族と日本国との関係にもそのまま当てはまります」との含蓄にあふれた結論が示される。

第二章の「台湾、人権、自決―個人的体験を通して」では、台湾の人びとにとっての課題は大陸中国との関係における自らのアイデンティティの確認だとした上で、その手がかりとして、国際人権保障が持ちうる意義を論じている。ここでも、台湾の歴史が南宗の史書に遡って論じられ、現代の馬英九総統就任までが鳥瞰される。さらに、日本との関係が、①日本の敗戦、②対日平和条約と日華平和条約、③日本の中国政府承認切り替えとその後の日台関係という三の時期区分に従って分析される。そして台湾の課題が、大陸との関係、

人権、自決の三つの視点から論じられている。注目されるのは、人権の箇所が独裁制と民主制の違いを論じ、台湾の人びとは大陸本土にない政治的自由が保障されており、台湾が大陸の人びとの模範となるべき民主主義のモデルだと述べている点である。同時に、分離独立を目指す外的自決ではなく、独自の政治的・経済的・社会的体制を可能とする内的自決を目指すべきだという、現実的で説得力のある結論が提示されている。安藤先生は自らの蔵書を台湾に寄贈し、「安藤文庫」として台湾の研究者によって利用されるなど、台湾は因縁の深い「地域」であり、台湾や台湾の人びとに対する愛情がにじむ提言になっている。

第三章の「世界の人権ゆかりの地(アメリカ)」では、「人間の理想とどうか精神活動とどうかそれに重点をおいた部分があるのを見落としてしまいがち」なアメリカの歴史が、若き日の留学経験に裏打ちされて語られている。第四章の「新島襄と同志社」では新島の教育理念とその今日的意義が語られているが、その中で「私は人権というのは、一〇〇人生まれたらそれぞれがもっているいろいろな可能性を最大限に生かせる状況をつくりだすこと、それが人権という考え方の最終的な到達目標ではないか」という安藤先生の人権観が

示されている。第五章の「『教育に対する権利』から見た京都」では、京都の教育の歴史を平安期空海の「綜藝種智院」から近代の「番組小学校」までを俯瞰し、庶民の教育の先鞭をつけてきた京都の特徴を縦横に論じている。そして第六章の「近代日本の命運を決めたできごと―ロシア皇太子襲撃事件―」では一八九〇年に発生した大津事件を題材に、大國ロシアに対し右往左往した明治政府の対応や極端に揺れる日本の世論の特徴を論じている。最後に、事件の今日的意義として、日本が「世界に対する客観的な認識を絶えず持つように努めないといけない」という傾聴に値する結論が示される。

紙幅に限界があり、個々の内容について詳細に紹介することはできなかったが、それぞれの章をご一読いただければ、安藤先生の国際法学の分析手法の特徴がはからずも垣間見える内容になっている。その特徴とは、それぞれの主題が抱える問題がなぜに生じたかについて、該博な歴史的知識に基づいて分析がなされていることである。こうした分析手法に助けられて議論は観念的ではなく、いずれの章においてもバランスのとれた結論が採用されている。アイヌ問題や台湾問題に関心をもつ人びとにぜひ一読を勧めたい。

『朝鮮通信使と京都』仲尾 宏著
 「京都こそ朝鮮半島との交流の原点地」

大谷大学非常勤講師

盧 桂順

著書を拝読し「通信使」研究を始め日の浅い私にとっては願ってもない参考書であると感じました。先生が著された通信使関連の著書を全て精読破したとはいえませんが常にそばに置き勉強している者にとって身近な京都は通信使を研究するにおいて朝鮮―江戸までの単なる通り道ではなく、おおかた一年の歳月を要した往復道程で宿舎のみならず政治的に重要な役割と使命的側面を果たした事を具体的に知る事が出来ました。

天龍寺をはじめとする京都五山の高僧たちの活躍は江戸時代以前、室町時代に朝鮮通信使がすでに往き来して

いたことを裏付ける明確なものでありその際彼らは重要な役割を担っていたことを如実に物語っています。足利時代日本から国王の使いが六十回余りも朝鮮に行きましたがその度、將軍の命を受けて高僧らは国書を作成しました。足利義満の側近であったであろう絶海中津という高僧の名が今に残されています。

日本が送った国王使に対する回礼使として朝鮮から宋希璟を正使とする通信使の一行が来ました。彼は『老松堂日本行録』という記録の中で最初は足利義持の誤解を受けたこと、それが解け会見の後天龍寺を見学したことなどを詳しく記しております。そしてこれを契機に本格的な日朝友好時代が始まります。

以後六回通信使が来聘しますがうち三回京都で宿泊しています。なぜ京都であったかは政治の中心であることや外国から来る多数の使節団を受け入れる程の大きく立派な建物は、天龍寺や本能寺のような寺院しかなかったのではと推察できます。

その天龍寺創建の為、足利幕府は「天龍寺船」なるものを仕立てて朝鮮・中国に多くの財宝・財物の寄進を受けに行きました。それを元に建てましたが幾度も火災により消滅してしまいその都度復興のために朝鮮へ、今で

いうところの資金集めの「募縁船」を派遣したとあります。これに関してはこの度初めて知り大変驚きました。なぜなら当時朝鮮はけっして政治・経済的に安定した状態だったとは考えられないからです。そのような困難をおしてまでも日本の天龍寺再建に協力しているのはなぜか？それは朝鮮側にとっても日本との友好的関係を築く事が国を守る事に繋がっていたからです。朝鮮は崇儒廃仏の時代でもあり高麗時代に作られた「大藏経」をはじめ仏典・仏具等も数多く日本に与えました。結果天龍寺を内面的により充実した立派な寺にしたといえます。

申叔舟という通信使の従事官が一四四三年に日本に来て『海東諸国紀』を記し残しています。そこにも天龍寺や相国寺に行った事やその他日本国内部や京都について詳しく書いています。想像するに、天龍寺再建に協力した朝鮮国王に報告の為詳細を記した気がします。

江戸時代に入り朝鮮通信使を迎え入れるにあたって幕府は豊臣秀吉が起こした「無名の師いんぎょう」の後始末に大きな労を費やされなければなりません。それは国の政治外交とはどうあるべきかという国際感覚の根幹を全く解しない蛮人が天下を取った結果もたらされたものでありましょう。

丁酉倭乱のときの被虜人姜沆が京都伏見に連れて来られ

藤原惺窩はじめ名だたる学者たちに与えた影響は、後に徳川幕府を支える官僚が多く育ち活躍したことでも顕著にあらわれています。朝鮮通信使来聘を成功させるために言った家康の「この度の戦に徳川軍は一兵たりとも朝鮮の地を踏んでいない」の一言は朝鮮側に大きな安心を与えたと考えられます。戦争に対する謝罪と捕虜の返還は何はともあれ互いの信頼関係構築の第一歩となったのです。家康が松雲大師と初めて会ったのも伏見城であり、その後の通信使来聘時には必ず京都が宿泊所となるなど彼らを歓迎する様子は「洛中洛外図」他多く描かれています。特筆すべきは対馬藩で活躍した雨森芳洲が「誠信外交」とはなんであるかを『交隣提醒』で明白に記した事です。これは後世に多くの事を示唆しており今日にも通じます。

幕府の衰退と欧米のアジア侵攻は東アジアの不均衡をもたらし、日本の大政奉還・明治維新は日本と朝鮮の友好的国交関係を崩壊へと導きました。私たちは歴史の重要性を学び教訓を得ようと努力します。歴史は重要であるにもかかわらず往々にして政治に従属されてしまいがちです。日本と朝鮮が善隣友好関係であったことを忘れてしまったかの様な今日の日本社会の風潮に新たな一撃を与える一冊になることでしょう。

長崎県立 対馬歴史民俗資料館



対馬は佐渡・奄美に次ぐ日本周辺の島では三番目に大きな島である。しかも玄界灘を隔てて九州本島とは百三十キロ離れており、他方、朝鮮半島とは約四九キロと近く、文字通り国境の島でもある。このような地理的条件によって対馬は有史以前から、とりわけ渡来が繁くなつた弥生時代から大陸と列島との交流の窓口であった。いや、そのような人と文化の交流にとって不可

欠な橋脚の役目を果たしてきた、といえるだろう。この対馬に存在するかずかずの文化財や文化遺産、他地域ではみることができない交流の文化遺産の収集・調査研究・教育普及・文化振興を目的として一九七七年四月にこの館は設立された。

その前史として戦後間もなく九大学の連合調査チームによる対馬の総合調査があり、その結果としてこれらの宝庫の保存、調査研究の続行、市民に対する啓発活動を進めるために一九四九年から地元を中心とした「対馬の自然と文化を守る会」が中心となって長崎県などに館の開設の陳情活動をおこなってきた。したがって同館は対馬でくらす人びとの熱意によって誕生したともいえるだろう。

この館に入って常設、或いはおりの特別展示をみれば、対馬が日本列島の西端に位置し、朝鮮半島との長く、深い交流の歴史を刻んでいることが一目にしてわかる。

一方、戦争や紛争にまきこまれた時、対馬は他の地域



雨森芳洲 (1668～1755)
は対馬藩の儒者として日朝
外交・交易の進展に生涯を
ささげた。

と比較できないほど、犠牲を強いられ、また緊張の極致に立たされた。一三世紀のモンゴルの侵攻、豊臣秀吉の朝鮮侵略戦争の出撃基地となったこと、日露戦争時の日本海軍の軍事基地化、さらにアジア太平洋戦争時の基地化に伴う緊張と在日コリアンたちの解放後の帰国・再入国をめぐる苦悩と紛争の舞台となったこと、など対馬の歴史は国境の島であるという条件のために、より深い陰影を宿しているともいえよう。いいかたをかえれば対馬の歴史と文化はこの館だけでなく、対馬全島が博物館であり、歴史の生き証人であるといえるだろう。

さて、館内の収蔵品は古文書では宗家文庫史料、島庁

文書、その他の寄贈・寄託古文書がある。また考古資料としては、縄文・弥生式土器、銅剣・銅矛類、民俗資料としては民具・漁具、さらに朝鮮半島からの渡来仏、経典など多彩である。

わけても大切なものは前近代の藩政時代から受け継がれた宗家文書である。明治時代になってから膨大なその文書は宗家の管理を離れて旧「御文庫」に所蔵されていたが、いくつかの複雑な経過をたどって対馬に所蔵されていた分については、本館に宗家より「永久寄託」という形でおさめられた。また一部は日本の朝鮮植民地時代の一九二六年に総督府が買上げた部分があり、それは幸いにも散逸することもなく現在は韓国国史編纂委員会が収蔵し、研究者のために公開されている。館としては一九八二年に「宗家文庫目録(記録類Ⅰ)」を刊行したのを皮きりに、同「記録類」は第四集まで刊行し、またほかに「宗家文庫毎日記」の裏打ち作業や宗家文庫のマイクロフィルム化の作業が進められた。これらはこれからも日本・韓国の研究者にとっても役立つ作業であ

る。同館二階の小さな研究室には毎年、大学の休み期間になると日本・韓国各地から研究者や院生などが終日、宗家文書などの読取りや筆記転写に励んでいる。

館の特別行事として開館五周年記念行事として「対州藩・宗家資料展」、一〇周年には「対馬のくらし」、二〇周年には講演とシンポジウムのほか「日本と韓国の文化交流史」、そして二〇〇七年には朝鮮通信使四百年記念にあわせて「三〇周年記念特別企画展・記念式典・シンポジウム」が開催され、小生も基調報告をおこなった。このように近年では韓国の研究者や参加者が増えており、文字通り国境・民族をこえた共通課題に対する研究や交流行事もさかんになっている。二〇一一年には最後の朝鮮通信使聘礼行事（国書交換）が対馬で行われてから二〇〇年であることを記念して特別展があり、シンポジウムが対馬市主催で開催された。

市民向けの催しもさかんである。「古文書読み方講座」「中学生のための郷土歴史散策講座」「高校生出前歴史講座」「古文書自主講座」「出前歴史講座」などが一年を通

じて開かれている。このようにしてこの館は、研究者だけでなく、市民に開かれた資料館として、日本と東アジアとのかわり、そしてそこに生きる人びとの歴史やくらし、平和と人権の大切さを教えてくれる場となっている。

所在地 長崎県対馬市厳原町国分

開館 入場無料 9時～17時 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）

連絡先 電話／FAX 0920（52）2687

<http://www.pref.nagasaki.jp/teki/>

（研究第三部長 仲尾 宏）



対馬市厳原町の市街には各所に朝鮮通信使一行との交流の遺跡が残っている。

[2011年度] 講座・人権ゆかりの地をたずねて

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思います。

回	日程	講 師	テ ー マ
1	5月21日 ※終了	山路 興造	花の御所と室町文化 －世阿弥・善阿弥・能阿弥－
2	6月18日 ※終了	山路 興造	都の職掌人たち －中近世における職人たちの集住地－
3	7月9日 ※終了	山下 明子 福嶋由里子	キリスト教徒女子教育 －若い女性のためのリーダーシップ養成教育の実践－
4	9月24日 ※終了	仲尾 宏	朝鮮通信使と京都大仏殿
5	10月29日 ※終了	宮本 正明	萬寿寺－在日朝鮮・韓国人との“縁”
6	11月19日 ※終了	秋定 嘉和	京都府水平社創立をめぐる人びと －菱野貞次と朝田善之助－
7	12月10日 ※終了	菅澤 庸子	清水寺顕彰碑と蝦夷観の変遷 －田村麻呂伝承とアテルイ－
8	2月18日	上田 正昭	京都のなかの朝鮮文化（その2） －平安遷都と渡来の人びと－

回 数：全8回

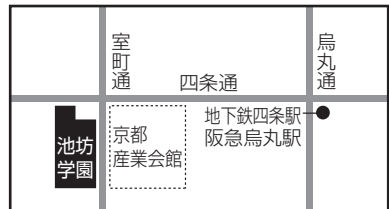
曜 日：土曜日

時 間：午後2時～3時30分

（受付は、午後1時30分～）

場 所：池坊学園（下京区室町四条下る）

受講料：1,000円（賛助会員は無料）



お問い合わせ （財）世界人権問題研究センター
 (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

〈海外の人権紀行〉

ポルトガル

ポルトガルの首都リスボンから飛行機で2時間。9つの島に約20万人が住むアソレスという大西洋に浮かぶ島々に到着する。中心地であるサンミゲル島は15世紀に「発見」され、以来フランスやポルトガルから人々が移り住み始めた。これがこの島々の歴史の始まりである。

欧州の中では比較的温暖な気候で、観光が主たる産業だ。多くの観光客がアメリカ、カナダ、欧州からやってくる。畜産も盛んだが、特記すべきことはヨーロッパでは唯一お茶の生産が行われているところである。紅茶と緑茶の両方が生産されている。ちなみに、お茶はChinaと書いてシヤと発音する。空手も盛んで、意外と共通点も多い。

ただ、地理的な理由から産業に乏しい。この辺りは火山島であり、温泉も多く、大噴火がアメリカやカナダなどへの移民を促進したという歴史がある。多くの人々がアメリカ、カナダ、バミューダに出稼ぎに出てきたし、今でもアメリカ大陸にはアソレス出身者が集住している。多くは工場労働者、ホテルなどで就労してきたという。

アソレスはもともと独立運動の盛んなところで、独立運動の支持者はアソレス自由戦線(FILA)というグループを結成し、運動を続けている。そのためポルトガル政府はこうした動きに

神経をとがらせている。大西洋に浮かぶ島々というところもあり、アメリカも軍事上関心を抱いてきた経緯があり、独立運動を支援したとも言われる。

結局独立を果たすことはできなかったが、いまでもアソレスの旗だけを掲揚することは法律で許されておらず、必ずポルトガルの国旗と共に掲げなければならない。興味深いことだが、出稼ぎに出た人々は、感謝の意を示して受け入れ国の国旗を掲揚することがある。カナダから帰国した人はカナダの国旗をポルトガルの国旗と共に掲げている光景を見ることができ、またポルトガルはEUの一員ということもあり、場合によっては、ポルトガル、EU、カナダ、アソレス4つの旗がはためている家さえも見る事ができる。

移民の中には、アソレスになじまない人もいる。家族ぐるみの出稼ぎの場合、出稼ぎ先で親が長時間労働に従事すると、子どもが放置され薬物を乱用したり犯罪に手を染めたりすることがあるという。刑務所に入ると移民の場合、強制帰国処分となることが多いことからアソレスに戻ってくる。ところがアメリカやカナダで育った子どもたちは、アソレスの文化や言語になじむことができず、適応障害を起こすという。こうした子どもたちが、アソレスでも罪を犯す。帰国後どう社会に適應するかといった再統合は社会問題化している。移民の子どもの問題は、日本と共通する課題である。

(研究第四部嘱託研究員 京都大学特定准教授 安里 和晃)



▼ Azores のお茶畑。



▲島の各地から蒸気が噴き出す。



▲地下から噴き出す水蒸気で
6-7時間かけて煮物を料理する。日曜日の1コマ。



▲敬虔なキリスト教徒が多く住んでいる。



▲家にはカナダ、ポルトガル、アソレスの旗が掲げられている。



▲この島の住民は温泉が大好き。

朝鮮通信使と京都



定価 1,500円 (税込)

カバーデザイン：京都市立芸術大学 江尻紗耶末氏

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付。
- ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
- ・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
- ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
- ・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp